

議案第45号 三田市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

業 務 課 水道事業に係る分担金の金額を当該条例の委任に基づき水道事業管理規程において規定しているが、より適切に規定するため、当該条例において規定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 水道事業に係る分担金の金額を当該条例の委任に基づき水道事業管理規程において規定しているが、より適切に規定するため、当該条例において規定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 地方自治法第224条（分担金）  
地方自治法第228条第1項（分担金等に関する規制及び罰則）

【改正内容】 ●メーター口径150ミリメートル以上の受益者分担金に係る条例での規定（第3条第1項、別表第1関係）  
【現 行（第3条第1項）】  
第3条 新設事業から給水を受ける受益者の分担金の額は、**別表**のとおりとする。  
【改正案（第3条第1項）】  
第3条 新設事業から給水を受ける受益者の分担金の額は、**別表第1**のとおりとする。  
【現 行（別表）】  
**別表**（第3条関係）

メーター口径	金額
省略	
150ミリメートル	<b>別に定める。</b>

【改正案（別表）】  
**別表第1**（第3条関係）

メーター口径	金額
省略	
150ミリメートル	<b>44,860千円</b>

●工事分担金に係る条例での規定（第3条第2項、別表第2関係）  
【現 行（第3条第2項）】  
2 前項のほか、配水設備の増設又は改良を要する者に対する工事の分担金は、その受益者の受益の限度内において水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。  
【改正案（第3条第2項）】  
2 前項のほか、配水設備の増設又は改良を要する者に対する工事の分担金の額は、**別表第2**のとおりとする。

【追加（別表第2）】  
**別表第2**（第3条関係）

区分	メーター口径	金額	備考
三田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年三田市条例第37号)の施行日前における、三田市水道事業及び簡易水道事業給水条例(昭和43年三田市条例第21号)第2条に定める給水区域以外の区域	20ミリメートル以下	1,600千円	左記工事分担金の納入により、管理者が施工する工事の範囲は、給水引込み及び量水器の設置までとする。
	25ミリメートル	1,740千円	左記工事分担金の納入により、管理者が施工する工事の範囲は、給水引込み及び量水器の設置までとする。ただし、上記工事に係る費用が左記工事分担金を超える場合は、その差額を徴収する。
	30ミリメートル	2,750千円	
	40ミリメートル	5,650千円	
	50ミリメートル	9,800千円	
	75ミリメートル	27,230千円	
	100ミリメートル	55,900千円	
150ミリメートル以上	その都度管理者が別に定める。		

【施行期日】 公布の日  
【その他】 当該条例の一部改正に伴い、当該条例の施行規程についても所要の改正措置を講じる予定